

一般社団法人埼玉県測量設計業協会入会規程

一般社団法人埼玉県測量設計業協会定款第6条に定める入会希望者の入会手続等について、次のとおり定める。

(入会申込み)

本会に、新たに正会員として、また、過去に会員であった者が再度正会員として入会を希望する者(以下、「入会申込者」という。)は、入会申込書(様式1)(以下、「申込書」という。)に必要な書類を添えて地区協議会議長に提出することとする。

(地区協議会の開催)

第1条 地区協議会議長は、入会申込者から申込書の提出があったときは、地区協議会の意見を聴取し、入会審査会(以下、「審査会」という。)に審査を求めることとする。

(審査会)

第2条 審査会は、全理事をもって構成することとする。

2 審査会の会長は、会長(会長が事故、または欠けたときは、総務委員会担当副会長とする。)が統轄することとする。

3 会長は、地区協議会議長から入会の審査を求められたときは、審査会を開催することとする。

4 審査会は、その都度、開催することとする。

5 審査会は、全理事の4分の3以上の出席をもって成立することとする。

(審査会の権限)

第3条 審査会は、審査基準に基づき審査をし、出席理事の4分の3以上の同意をもって入会の承認を決定することとする。

(審査基準)

第4条 審査基準は、概ね、次のとおりとする。

- (1) 主たる業務が、測量、または土木設計であること。
- (2) 埼玉県内に本店設立後3年以上の社歴を有すること。
- (3) 埼玉県内の官公庁の発注する元請業務社歴を3年以上有すること。
- (4) 測量土木設計業務の年間売上高が、2,000万円以上であること。
- (5) 決裁権を持つ代表者として認められる者であること。
- (6) 測量業登録後5年以上の経歴を有すること。
- (7) 同業種を2社以上有し営業活動を同時に行っていないこと。
- (8) 従業員(代表者を含む。)を3名以上有する企業であること。

(9) 会員として、ふさわしい企業として認められる者であること。

(10) その他

(入会申込者への通知)

第5条 会長は、審査会の結果を速やかに地区協議会議長に通知(様式5)するとともに、入会申込者に地区協議会議長を経て通知(様式6又は様式7)することとする。

(その他)

第7条 賛助会員並びに名誉会員の入会は、理事会で決定することとする。

2 その他、定のない事項は、理事会で定めることとする。

附 則

1 この規程は、平成23年12月25日から施行する。

2 この規程は、平成30年12月6日から施行する。

入 会 申 込 書

平成 年 月 日

一般社団法人埼玉県測量設計業協会
会長 様

氏 名 印

貴協会の趣旨に賛同し入会を申し込みます。

ふりがな	
所在地	
ふりがな	
会社名	
ふりがな	
代表者氏名	
電話番号	() 番

※ 受付 平成 年 月 日	測量業者 登録番号 登録第 () 号
	登録年月日 年 月 日

※ 印は、協会で記入いたします。

添 付 書 類

1 誓 約 書 (様式 2)

2 登記簿謄本 (3月以内)

3 株主名簿 (様式 3)

4 定 款

5 登録証明書又は登録通知書 (写)

6 代表者の経歴書 (様式 4)

7 業務経歴書 (過去3年間の代表的な20業務を記入)

8 職員名簿 (事務職・技術職別を記入)

※ 健康保険標準報酬決定通知書原本に基づき在籍を確認いたします。

9 財務諸表 (1年分)

10 納税証明書 (法人税1年分)

※ 上記の7・8の様式については、埼玉県指名参加申請統一様式に準ずる。

(様式 2)

平成 年 月 日

一般社団法人埼玉県測量設計業協会
会長 様

所在地

会社名

代表者名 印

誓 約 書

当社は、貴協会に入会を承認されました上は、協会の諸規則を厳守し、会員相互の親睦と協会の発展に寄与することは勿論、会員として恥ずべき行為がありました場合は、即時適宜の処分を受けましても異存はございません。

なお、当社（当社構成員を含む。）の行為について、一切の責任を持ち、万一賠償等の事態が生じた場合、協会にはいささかのご迷惑をお掛けしないことを誓約いたします。

以上

(様式 4)

代 表 者 経 歴 書

平成 年 月 日現在

ふりがな 氏 名	
ふりがな 現 住 所	
年 月	学 歴
年 月	職 歴

※ 学歴は、最終学歴のみ記入